

富山県市町村観光担当課長会議 次第

令和2年2月26日

10:30~11:30

県民会館401号室

1 あいさつ

2 議題

○新型コロナウイルス感染症について

【資料1】富山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（2/22, 26）の概要について

【資料2】各国・地域政府による日本への渡航に関する延期・注意勧告等について

【資料3】イベントの開催に関する厚生労働省大臣メッセージ ほか

【資料4】旅行業者、交通事業者、宿泊事業者への国等通知状況

【資料5】中小企業への金融支援について

【資料6】全国知事会の緊急提言

【資料7】関連ホームページ

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者の現状

厚生労働省公表分

患者	2/24まで
北海道	30
東京都	27
千葉県	9
神奈川県	15
愛知県	17
三重県	1
沖縄県	3
京都府	2
大阪府	1
奈良県	1
和歌山県	11
福岡県	2
石川県	2
埼玉県	2
熊本県	3
栃木県	1
職員	2
小計	129
チャーター	10
計	139

無症状	2/24まで
東京都	8
和歌山県	2
千葉県	1
石川県	1
小計	12
チャーター	4
計	16

陽性確定	2/24まで
石川県	1
合計	156

症状の有無等調査中

新型コロナウイルスに関連した事例の概要について

2月21日(金)に千葉県から、新型コロナウイルス感染症患者に関する調査依頼(千葉県内7例目、2月20日公表)がありました。

現在、県内における濃厚接触者等の把握を含めた調査を行っています。

- 1 年代： 70代
- 2 性別： 女性
- 3 居住地： 千葉県
- 4 症状、経過、行動歴：
 - 2月14日 夜中 発熱(38.8度)
 - 2月15日 千葉県内の医療機関Aを受診。インフルエンザ陰性
 - 2月16日 午前6時頃 最寄り駅から電車で羽田空港へ移動
富山空港(濃厚接触者0人※)に到着
バス(濃厚接触者1人：検査予定)で移動 ←検査済
富山市内施設①(濃厚接触者0人※)
高岡市内施設②(濃厚接触者0人※)
射水市内施設③(濃厚接触者0人※)
立山町内施設④(濃厚接触者0人※)を観光
県内宿泊施設(濃厚接触者4人：検査予定)で宿泊 ←検査済
 - 2月17日 魚津市内施設⑤(濃厚接触者0人※)を観光
県外へ移動
 - 2月18日 午後4時頃 県外より移動
南砺市内施設⑥(濃厚接触者0人※)
高岡市内施設⑦(濃厚接触者0人※)に立ち寄り
富山空港(濃厚接触者0人※)へ
午後9時頃 羽田空港から帰宅
 - 2月19日 千葉県内の医療機関Cを受診し、検体採取
 - 2月20日 検査の結果、陽性と判明、千葉県内の医療機関Dに入院

※現在のところ、濃厚接触者がいることは確認されていない。

千葉県の新型コロナウイルス感染症患者に関する接触者について

積極的疫学調査の実施状況（2月22日正午現在）

施設	濃厚接触者	症状	備考
富山市内施設 1	0人*		
高岡市内施設 2	0人*		
射水市内施設 3	0人*		
立山町内施設 4	0人*		
県内宿泊施設	4人	無	自宅待機・検査予定→全員陰性
魚津市内施設 5	0人*		
南砺市内施設 6	0人*		
高岡市内施設 7	0人*		
バス	1人	無	自宅待機・検査予定→陰性
富山空港	0人*		

※現在のところ、濃厚接触者がいることは確認されていない。

（参考）

○ 積極的疫学調査とは

感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときに行う調査（感染症法第15条）

今回の事例では、患者から症状の出現時期や行動歴を聴取することにより、感染源や感染経路を特定するとともに、濃厚接触者を把握します。

濃厚接触者については、現在の症状の有無を確認し、症状がある場合は医療機関を受診、症状がない場合は健康観察（接触後14日間）を実施することになる。

○ 濃厚接触者とは

今回の事例では、患者が発病した日以降に接触した者のうち、次の者が「濃厚接触者」とされている。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）。

（国立感染症研究所感染症疫学センター）

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握して

いる事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
- 閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- ・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。
- ・重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- ・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- ・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることとなること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。

⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握(サーベイランス(発生動向調査))

ア) 現行

① 感染症法に基づき医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。

② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関(民間の検査機関を含む。)における検査機能の向上を図る。

③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

○ 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター(集団)が発生していることを把握するとともに、患者クラスター(集団)が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター(集団)に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。

③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、

・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。

・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター(集団)への対応を継続、強化する。

② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づき届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づき入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルス

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。

⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

新型コロナウイルス感染症に関する取組みについて

1 本部会議等の体制強化

- ・ 1月7日 富山県健康危機管理対策調整会議
- ・ 1月16日 ホームページを開設し情報提供及び注意喚起（随時更新）
- ・ 1月21日 県庁HPのトップページの注目情報に掲載
- ・ 1月24日 富山県健康危機管理対策調整会議（臨時）
- ・ 1月30日 富山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1回）
- ・ 2月10日 富山県新型コロナウイルス感染症対策本部連絡課長会議（第1回）
- ・ 2月21日 富山県新型コロナウイルス感染症対策本部連絡課長会議（第2回）
- ・ 2月22日 富山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第2回）
- ・ 2月25日 富山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第3回）

- ・ この他、市町村、公的病院、医師会等への情報提供及び注意喚起

2 予防・まん延防止

- ・ 1月16日 ホームページやツイッターによる咳エチケットや手洗いなどの呼びかけ
- ・ 2月17日 ポスターによる手洗い、咳エチケットの呼び掛け
- ・ 2月25日 社会福祉施設等への情報提供及び注意喚起等の事務連絡を发出
- ・ 2月27日 「富山県生活衛生関係新型コロナウイルス感染症対策会議」を通じて情報共有や注意喚起を行うための緊急連絡会議を開催
- ・ 2月下旬～コンビニ等へ予防・まん延防止を啓発するポスターを配布

3 相談体制の整備

- ・ 厚生センター・支所等における相談対応

相談実績：計1,113件（1月6日～）

（内訳：体調のこと288件、検査関係176件、受診時対応119件、その他530件）

- ・ 2月6日 厚生センター・支所等に「帰国者・接触者相談センター」を設置
相談実績：計46件（2月6日～）
- ・ 2月22日 富山県庁での電話相談体制の拡充 土日祝日10：00～16：00

4 検査体制の整備・強化

- ・ 1月30日 富山県衛生研究所での検査実施体制の整備
 - ・ 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業による検査試薬（予備費活用）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（追加分）による検査機器の購入（予備費活用）
- ※ 検査済件数 19件（すべて陰性）（1月30日～）

5 医療体制の整備

- ・感染症指定医療機関の指定及び入院病床の確保（22床）

県立中央病院、黒部市民病院、富山市民病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院

- ・「帰国者・接触者外来」の設置（5か所）

※ 受診者数 12件（2月6日～）

- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策事業による个人防护具等の購入（予備費活用）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（追加分）による医療機関への防護具等配備支援（予備費活用）

新型コロナウイルス感染症への各部局の主な対応について

(総合政策局)

- ・市町村危機管理部門、消防機関等への情報提供・共有
- ・外国人ワンストップ相談センターによる外国人からの相談受付
- ・新型コロナウイルスに関する情報発信（多言語対応）
- ・私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・私立高校の修学・研修旅行の中止（7校10件中止決定 ※2/18現在）
- ・私立学校入学者選抜における感染予防対策の周知（試験実施済）

(観光・交通振興局)

- ・北陸新幹線の各駅や高速・貸切バスにおけるアルコール消毒の備え付け
- ・富山空港における、うがい・手洗いの励行、マスク着用、アルコール消毒の設置、消毒の実施
- ・県内旅行者、各交通事業者、市町村交通部局に対して情報提供、感染予防徹底の依頼

(経営管理部)

- ・県民への感染症対策に関する県HP、SNSをはじめ各種媒体を活用した広報活動
- ・県民からの問合せ等に対し適切な情報提供、相談窓口の紹介
- ・職員への感染防止策の徹底強化の周知、業務継続計画の周知
- ・職員へ緊要度の高いものを除き、県外出張については控えるよう周知

(生活環境文化部)

- ・美術館・博物館・文化ホール入口にアルコール消毒液の設置
- ・廃棄物処理事業者、エルピーガス協会等に対し情報提供・注意喚起
- ・市町村・消費生活センター、消費者協会に対しマスク等の不足に関する啓発・周知
- ・マスク等生活関連物資の価格調査(2/9～)

(厚生部)

- ・社会福祉施設、保育所、通所施設、医療施設、旅館業者等への情報提供、注意喚起
- ・「富山県生活衛生関係新型コロナウイルス感染症対策会議」の開催(2/27)による情報共有、注意喚起
- ・マスク等生活関連物資の安定的供給について事業者団体等に要請
- ・医薬品卸売販売業者及びドラッグストアにマスク、消毒薬等の流通状況を定期的に確認
- ・県HPに「マスクについてのお願い」を掲載し冷静な対応の呼びかけ

(商工労働部)

- ・経済変動対策緊急融資に「新型コロナウイルス感染症対策枠」の創設、経営支援課内に金融相談窓口の設置、県新世紀産業機構に新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置
- ・民間金融機関、政府系金融機関、県信用保証協会に対し県内経済への影響を注視し、連携して中小企業の資金繰り支援
- ・今後、経済変動対策緊急融資の要件を適時適切に追加
- ・大阪事務所及び名古屋事務所における職員の時差出勤の実施(2月25日(火)～)

(農林水産部)

- ・融資機関等へ資金の円滑な融通、既往融資の償還猶予に関する配慮の依頼
- ・花総合センター、中央植物園に対し、利用者への感染予防対策の徹底要請
- ・水産関係団体への情報提供と発生地域への出漁等の注意喚起

(土木部)

- ・国の新型コロナウイルス感染症に係る通知を船舶代理・荷役業務事業者等に送付
- ・各SOLASゲートの警備ボックスにアルコール消毒液の配置
- ・港湾関係者会議を開催し情報提供、意見交換(2/26)
- ・公園等運営維持管理に従事する市町村、都市公園指定管理者に対し情報提供、注意喚起

(教育委員会)

- ・学校への感染症対策の注意喚起、感染予防の情報提供、周知徹底
- ・国外への修学旅行等発生地域への旅行情報の把握
- ・旅行先の受入体制等も含め参加生徒等の安全確保を最優先する観点から実施の可否判断
- ・第37回富山県高等学校生徒海外派遣事業の中止決定(2/7)
- ・県立学校入学者選抜における感染予防対策について周知

(警察本部)

- ・検疫所等の関係機関との連絡を密にし情報収集
- ・医療機関、薬局及びその周辺の混乱による不測の事態の防止を図るため警戒活動の実施

(県庁舎・総合庁舎共通)

- ・来庁者に対し貼紙等により予防対策(マスク着用、手洗い・うがいの励行等)への協力要請
- ・県庁・総合庁舎の入口等に消毒薬の設置

○ ※下線は今回新たに追加となったもの。

令和2年2月22日
経営管理部

新型コロナウイルス感染症への対応

○県職員の県外出張について

- ・昨日（2月21日）の石川県職員の新型コロナウイルス感染症発症の発表等を踏まえ、同日付で緊要度の高いものを除き、県職員の県外出張を当面自粛するように庁内各課に周知（別添）

○首都圏本部、大阪事務所、名古屋事務所等の時差出勤の実施

- ・感染者が発生している東京・大阪・名古屋にある県の各事務所等については、時差出勤を2月25日（火）から実施

（例）通常 8：30～17：15

↓

時差出勤A 7：30～16：15

時差出勤B 10：30～19：15

} 各職員で分担

{ 上記により最も混雑する朝・夕の時間帯における
電車通勤等を回避 }

新型コロナウイルス感染症への対応

○全庁における時差出勤の実施

本日、政府が新型コロナウイルス対策本部を開き、時差出勤の推進を強力に呼びかけることなどを内容とした対策の基本方針を決定したことを受け、次のとおり全庁（本庁及び出先機関）において、業務に支障のないように工夫したうえで、2月26日（水）から公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する

1 対象

本庁及び出先機関において公共交通機関を利用する職員※
（当該職員の6割程度を目安とする）、 ※中央病院を除く

2 時差出勤の内容

通常 8:30～17:15

↓

時差出勤① 7:30～16:15（当該職員の2割程度）

時差出勤② 9:30～18:15（当該職員の2割程度）

時差出勤③ 10:30～19:15（当該職員の2割程度）

（上記により最も混雑する朝・夕の時間帯における
電車通勤等を回避）

（参考）

公共交通機関利用者 約950人

公共交通機関+自動車等利用者 約270人

計 約1,220人 ※中央病院除く

新型コロナウイルス感染症に対する富山空港での対応

令和2年2月22日

総合交通政策室

(1) 各エアラインにおける対応

- ・うがい、手洗いの励行、マスク着用、アルコール消毒の設置

(2) 空港管理事務所における対応

- ・手洗い用アルコール消毒液の常備（通年で実施）、業務中のマスク着用

(3) ターミナルビルでの対応

- ・職員、清掃などの委託会社職員のマスク着用、手洗い、うがい励行
- ・呼吸器系症状者の医療機関受診指示
- ・アルコール消毒液設置（トイレ、免税売店、インフォ等）
- ・2月4日以降 国際線の手すり、エレベータ操作ボタン、トイレドア等の消毒
- ・11日以降 国内線においても手すり、エレベータ操作ボタン、トイレドア等の消毒を実施

(4) 空港関係従事者への周知徹底(2月19日)

- ・従事者の渡航歴の確認（2019年12月以降）
- ・症状（発熱・倦怠感・関節痛など）が見られる場合の通院、積極的な自宅静養の奨励
- ・従事者の勤務日程・時間の把握、管理
- ・出勤時の検温の徹底（万が一、発熱が発覚した場合の別要員の確保）
- ・万が一に感染者が出た場合の対応検討（シミュレーション）

各国・地域政府による日本への渡航に関する延期・注意勧告等について

1 渡航に関する延期・注意勧告について (R2.2.15 15時30分現在)

(1) 渡航に関する延期・注意勧告あり

国・地域	日付	発出元	内容
台湾	2/22	衛生福利部 疫病管制署	「海外旅行感染症アドバイス」を第2級(3段階のうちの第2段階)の「警示(Alert)」に引き上げ、日本滞在時の防疫措置強化を呼びかけ。
韓国	2/11	政府中央事 故収集本部	新型コロナウイルスの感染が確認される地域(日本含む)への旅行と訪問を最小化するよう勧告。
タイ	2/23	保健省	新型コロナウイルスの感染例が多く見られる地域(日本含む)からの入国者に対し、少なくとも14日間は自己観察を行い、「人混みには行かない」、「公共交通機関の利用を避ける」等の協力を呼びかけ。
米国	2/22	国務省	日本への渡航注意情報をレベル2(=十分注意すること(4段階中の下から2番目))に引き上げ。
豪州	2/23	外務貿易省	日本への渡航注意情報をレベル2(=十分注意すること(4段階中の下から2番目))に引き上げ。

【出所】各国・地域政府発表資料から作成

(2) 渡航に関する延期・注意勧告無し

中国、香港、シンガポール、英国など

2 富山空港への直行便の状況

- ・ソウル→富山 令和元年9月16日(月)から運休。
- ・上海→富山 2月8日(土)～5月1日(金)の間、火・土の全便が運休。
- ・大連→富山 2月12日(水)～4月27日(月)の間、月・水・土の全便が運休。
- ・台北→富山 3月6日(金)～3月27日(金)の間、月・金の週2便が減便となり、日・木の週2便が運航。



イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただくようお願いいたします。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただくようお願いいたします。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

コンベンション

開催地	開催日程	名称	主催	参加者数	対応	備考
東京都	2月22日	ホストタウンサミット	内閣官房	500	中止	
石川県内灘町	2月22日	第11回工連携フォーラム	金沢医大	100	中止	
金沢市	2月22日	環境省シンポジウム「気候変動を踏まえた脱炭素社会の実現に向けて」	環境省	350	中止	
新潟市	2月29日～ 3月1日	日本医学シミュレーション学会	学会		開催延期	
石川県野々市市	3月5日～7日	情報処理学会 第82回全国大会	学会	3,500	現地開催中止	
岐阜市	3月6日～7日	日本軟骨代謝学会	学会		懇親会中止	
大阪府吹田市	3月15日	大阪万博50周年記念式典	府（実行委）		中止	

イベント

開催地	開催日程	名称	主催	参加者数	対応	備考
大阪市	3月6日～7日	きときと富山 春の誘客フェア in 大阪駅	富山県		延期	
京都市	3月22日	きときと富山 春の誘客フェア in 京都駅	富山県		延期	
富山市 (テカノホ-ル)	3月2日	リクナビ合同説明会	リクルートキヤ リア		中止	他43都道府県
富山市 (オ-バ-ド-ホ-ル)	3月16日	上海歌舞団舞劇「朱鷺」	北日本新聞他		中止	他全国30都市
東京都	2月23日	一般参賀	宮内庁		中止	
東京都	2月26日	IME (国際MICEエキスポ) 2020	JNTO	1,200	飲食を伴うイベント中止	
東京都	2月28日～ 3月1日	ポッチャ国際大会	日本障がい者ス ポーツ協会		中止	
東京都	3月1日	東京マラソン	東京マラソン財 団	38,000	一般参加中止	
横浜市	3月5日～8日	ジャパンインターナショナルポルト シヨ-	日本マリン事業 協会	50,000	中止	
横浜市	2月27日～ 3月1日	シーピープラス (カメラ見本市)	カメラ映像機器 工業会	70,000	中止	
新潟市	3月14日 ～15日	にいがた酒の陣	酒造組合	140,000	中止	
石川県七尾市	3月8日	能登和倉万葉の里マラソン2020	市（実行委）	7,086	中止	
名古屋市	3月8日	名古屋ウィメンズマラソン	日本陸上競技連盟	22,000	一般参加中止	

令和2年2月21日

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について

新型コロナウイルス感染症については、現在、指定感染症として定められています。職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、心掛けていただきたいことは、労働者の皆さんが発熱等の風邪症状が見られるときは、会社を休み、外出を控えていただくことです。これは御本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。

そのためには、労働者の方々が休みやすい環境の整備が大切であり、企業における理解が必要となります。

また、テレワークや時差通勤の積極的な活用を促進することも感染症の拡大防止に資するものと考えます。

このようなことから厚生労働省では、企業における取組をまとめた「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」を作成し、ホームページにおいて周知を図っております。

貴団体におかれましては、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等における取組の促進に向けて、パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて

- ・労働者が発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
 - ・労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備
 - ・感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差通勤の積極的な活用の促進
- などの取組への御協力をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

厚生労働大臣 加藤 勝信

<参考>

○新型コロナウイルス感染症に関する企業の方向けQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

○リーフレット「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

令和2年2月26日
コンベンション・賑わい創出課

新型コロナウイルス感染症にかかる旅行業者宛て通知について

観光庁参事官（旅行振興）通知	県通知（旅行業者宛）
令和2年1月21日付事務連絡 「新型コロナウイルスによる肺炎の発生に係る 情報提供等について（協力依頼）」	令和2年1月22日付事務連絡
令和2年2月12日付観参第1058号 「新型コロナウイルスに関する外務省スポット 情報の発出について」	令和2年2月19日付観振第258号
令和2年2月13日付事務連絡 「新型コロナウイルスの感染症対策について（要 請）」	令和2年2月19日付事務連絡
令和2年2月14日付観参第1068号 「新型コロナウイルスに関する外務省感染症危 険情報の発出について」	令和2年2月19日付観振第265号
令和2年2月17日付 「感染症等を起因とした旅行者の減少等、経営環 境の変化に直面している旅行業者等向け特別相 談窓口の設置について」	令和2年2月19日付事務連絡
令和2年2月17日付事務連絡 「旅行業者等における新型コロナウイルスの感 染症対策について（要請）」	令和2年2月25日付事務連絡
令和2年2月18日付事務連絡 「横浜港で検疫中のクルーズ船の乗客の健康観 察期間終了に伴う下船について（周知依頼）」	令和2年2月25日付事務連絡
令和2年2月20日付事務連絡 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた イベント等の開催のあり方について（周知）」	令和2年2月25日付事務連絡
令和2年2月20日付事務連絡 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に資する テレワーク等の活用について（依頼）」	令和2年2月25日付事務連絡
令和2年2月24日付事務連絡 「新型コロナウイルスの感染に関する情報提供 について」	令和2年2月25日付事務連絡

○交通事業者への国等通知発出状況（国交省HPより）

国交省→各運送事業者協会に要請

（公社）日本バス協会、（一社）公営交通事業協会、（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会、
（一社）全国個人タクシー協会

- バス、トラック、タクシー等の運送事業者等に対し、感染予防策マスク着用、手洗い励行を徹底するよう要請（1/ 21、27、28、30、2/13）

- バス、タクシー等の運送事業者等に対し、チラシによる、利用者に対する感染症対策手洗い、咳エチケットの周知を協力要請（2/7）

- バスの関係業界団体に対し、バスターミナル等における、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策を要請（2/13）

- バス、タクシー等の運送事業者に対し始業点呼時の体調確認や有症時の乗務中止・医療機関の受診を要請（2/15）

○県ホテル旅館生活衛生同業組合への通知等

(厚労省→県生活衛生課より)

- 新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について (1/23)

(観光庁→日本旅行協会より)

- 新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について (追加依頼) (1/24)

(厚労省→全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会より)

- 新型コロナウイルスに関する Q&A (1/30)

(観光庁北陸信越運輸局より)

- 新型コロナウイルスに関する宿泊事業者相談窓口の設置について (1/31)

(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会より)

- JNTO コールセンター案内 (2/3)
- 特別相談窓口設置について (2/3)

(厚労省→県生活衛生課より)

- 旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について (2/6)

(厚労省→全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会より)

- 旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について (2/6)
- 新型コロナウイルス関連肺炎に係る生衛業の影響に関する緊急調査の実施について (2/10)
- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う宿泊業への影響を把握するためのヒアリングの実施について (2/12)

(厚労省→県生活衛生課より)

- 旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について (2/14)
- 衛生環境激変対策特別貸付について (2/17)

(県観光振興室より)

- 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業金融対策の拡充について (2/17)

健感発0205第1号
薬生衛発0205第1号
令和2年2月5日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部(局)長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年政令第11号)が公布され、令和2年1月31日に公布された「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」(令和2年政令第22号)により、令和2年2月1日から施行されたところである。

今般、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。また、宿泊施設に対し、保健所による感染経路の状況把握等に対応するために宿泊者名簿を備え付けるよう、改めて指導願いたい。

さらに、衛生部局及び保健所においても宿泊施設に十分な情報の提供に努められたい。

記

1 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 保健所等の関係機関と十分連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めるとともに、緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握しておくこと。
- (2) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法(昭和23年法律第138号)第6条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- (3) 宿泊者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに

に、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。

宿泊者から申し出があった場合、当該宿泊者が下記 2(1)に該当しない場合は、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。

- (4) 宿泊者から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。
- (5) 日頃から、従業員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図ること。
- (6) 中華人民共和国湖北省に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと。

2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合

(1) 宿泊者から、発熱など体調に異変が生じており、かつ、中華人民共和国湖北省から帰国・入国した又はこれらの者と接触した旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従うこと。

(2) 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。

また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。

(3) 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応すること。感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗い及びうがいを確実に行うこと。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄すること。

(4) 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力すること。

(5) 施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン、エレベータ、廊下等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）、「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）を参考に実施すること。

また、シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を参考に実施すること。

3 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

従業員から、本人又は家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱な

ど体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、使用者は、保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡させ、その指示に従わせること。

(参考情報)

- 内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- 厚生労働省ホームページ

(中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 厚生労働省検疫所ホームページ

(海外感染症発生情報)

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

- 医療機能情報提供制度（医療情報ネット）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html

- 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

- 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf#search=%27E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E6%B3%95%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5%E3%81%8F%E6%B6%88%E6%AF%92%E3%83%BB%E6%BB%85%E8%8F%8C%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D+%E5%B9%B3%E6%88%9030%E5%B9%B4%27>

- 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）

http://www.kankyokansen.org/modules/iinkai/index.php?content_id=11

- 「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6374&dataType=1&pageNo=1

1. 基本方針

- 何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。
- このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- 今後、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

2. 緊急対応策 (主なもの)

(1) 帰国者等への支援

- ◆ 帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援
 - ・政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
 - ・国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応



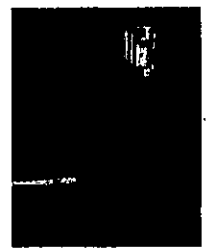
船内の患者を病院へ輸送する様子

◆ 帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

- ・国民への正確な情報提供
- ・PCR検査、健康診断等
- ◆ 邦人の安全確保のための支援

(2) 国内感染対策の強化

- ◆ 病原体等の迅速な検査体制の強化等
 - ・国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
 - ・全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
 - ・新型コロナウイルス感染症の検査法の開発
- ◆ 感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化
 - ・国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
 - ・帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援
- ◆ 検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進
 - ・簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
 - ・民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
 - ・感染症流行対策イノベーション・連合への拠出を通じたワクチンの早期開発支援
- ◆ マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保



PCR検査

(3) 水際対策の強化

- ◆ 全国の検疫所等の検査体制・機能の強化
 - ・地方出入国在留管理局と検疫所との連携強化による厳格な上陸審査
 - ・検疫官の応援等の体制強化等による検査体制の強化
 - ・航空会社や旅客船事業者等に対する協力を要請
- ◆ 健康フォローアップセンターの体制整備による検疫機能の充実
 - ・健康フォローアップセンターを中心とした自治体との連携、情報共有等の必要な体制の緊急整備



通訳を介した上陸審査の様子

◆ 入国管理の更なる強化

- ・出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定による機動的な対応

(4) 影響を受ける産業等への緊急対応

- ◆ 国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策
 - ・JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
 - ・厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置
 - ・宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

◆ 観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

- ・日本政策金融公庫新5000億円の緊急貸付・保証枠を確保し、公庫等による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により資金繰り支援
- ・中小企業生産性革命推進事業等により、サブプライチエーンの毀損等に対応するための設備投資等を行う事業者を優先的に支援

◆ 雇用対策

- ・雇用調整助成金の要件緩和

(5) 国際連携の強化等

- ◆ 感染症対策に係る国際支援
 - ・分離したウイルスを研究開発用に無償供与
 - ・アジア各国等への医療資機材等の供与、検査体制の充実への貢献
 - ・各国地域との連携による国際的な感染源の把握
 - ・NPOなどによる国際貢献の支援

ホーム > サービスのご案内 > 融資のご案内 > 災害等相談窓口 > 新型コロナウイルスに関する相談窓口

新型コロナウイルスに関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。同感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林事業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

相談窓口 主な融資制度

相談窓口（令和2年2月14日現在）

<平日> 受付時間（9時～17時）

個人企業・小規模事業者・中小企業の方 (国民生活事業)	中小企業事業者 (中小企業事業)	農林漁業者等の方 (農林水産事業)
--------------------------------	---------------------	----------------------

設け支店	全支店	本店
------	-----	----

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

主な融資制度（詳しくは、上記相談窓口にお問い合わせください）

1. 経営環境変化対応資金

	国民生活事業	中小企業事業（※）
融資限度額	4,800万円	7億2千万円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 8年以内 (3年以内)	

2. 海外展開・事業再編資金

	国民生活事業	中小企業事業（※）
融資限度額 (うち運転資金)	7,200万円 (4,800万円)	14億4千万円 (9億6千万円)
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内 (2年以内) 運転資金 7年以内 (2年以内)	

(※) 中小企業事業については、長期資金のみが対象となります。

3. 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付（国民生活事業）

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方 (1) 最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上の減少が見込まれること (2) 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
資金のお使いみち	経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	別枠1,000万円（旅館業を営む方は、別枠3,000万円）
融資期間（うち据置期間）	7年以内（2年以内）
利率	基準利率。 ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、特別利率C（基準利率-0.9%）
取扱期間	令和2年2月21日（金）から令和2年8月31日（月）まで
お申込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

日本公庫をはじめご利用の方へ

融資のご案内

融資制度一覧から探す

小規模事業者の方

中小企業の方

農林水産業の方

融資制度検索

お手続きの流れ

災害等相談窓口（特別相談窓口）

重点的な取り組み

経営お役立ち情報

金利情報

各種書式ダウンロード

オンラインサービス

ビジネスマッチング

セミナー情報

用語集

新型コロナウイルス感染症に関連する中小企業金融相談窓口の設置について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、今後の資金繰りへの影響等が懸念される中小企業者の経営の早期支援に向け、県では本日（2月17日）より「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業金融相談窓口」を商工労働部経営支援課内に設置します。

なお、県制度融資では、経営安定資金「経済変動対策緊急融資」等の利用が可能です。

「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業金融相談窓口」

- 場 所 : 富山県商工労働部経営支援課内
- 電 話 : 076-444-3248
- 対応日時 : 8:30~17:15 (土日・祝日を除く)

<利用可能な主な県制度融資>

① 経済変動対策緊急融資

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、次のアかつイを満たす場合等に利用できる資金

ア 最近1ヶ月の売上高等が対前年同月比5%以上減少

イ その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が対前年同期比5%以上減少の見込み

- 【融資限度額】 8,000万円
- 【融資利率】 年1.25%以内
- 【融資期間】 7年以内 (うち据置期間1年以内)

② 緊急経営改善資金

最近3カ月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期比で5%以上減少している場合等に利用できる借換資金

- 【融資対象】 県制度のほか金融機関の保証付既往債務を対象
- 【融資限度額】 8,000万円 (小口枠2,000万円)
- 【融資利率】 年1.70%以内
- 【融資期間】 10年以内 (うち据置期間1年以内)

③ 経営安定資金 小規模企業支援枠

従業員20人 (商業・サービス業は5人) 以下の小規模企業で、最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している場合に利用できる運転資金

- 【融資限度額】 3,000万円
- 【融資利率】 年1.20%以内
- 【融資期間】 7年以内 (うち据置期間1年以内)

お問い合わせ先 経営支援課 金融係
TEL 076-444-3248

○富山県内の相談窓口一覧

機関名	支店名		連絡先
日本政策金融公庫	富山支店	中小企業事業	076-442-2483
		国民生活事業	076-431-1191
	高岡支店	国民生活事業	0766-25-1171
商工中金	富山支店		076-444-5121
	高岡支店		0766-25-5431
富山県信用保証協会			076-423-3171
富山商工会議所			076-423-1111
高岡商工会議所			0766-23-5000
氷見商工会議所			0766-74-1200
射水商工会議所			0766-84-5110
魚津商工会議所			0765-22-1200
砺波商工会議所			0763-33-2109
滑川商工会議所			076-475-0321
黒部商工会議所			0765-52-0242
富山県商工会連合会			076-441-2716
富山県中小企業団体中央会			076-424-3686
富山県よろず支援拠点			076-444-5605

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言

全国知事会では、国内で初めての感染者が確認され、国における「新型コロナウイルス感染症対策本部」の開催と軌を一にし、1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置するとともに、2月5日及び7日に政府与党及び総理官邸に対し要請活動を行った。

政府においては、2月13日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定するとともに、2月14日には予備費の使用について閣議決定をされたところであるが、2月13日以降、新型コロナウイルス感染者の死亡が国内で初めて確認されるとともに、医療従事者や入院患者の感染や感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相は変わってきていることから、国民の不安はますます増大している。

感染者数が増加の一途を辿っている状況を踏まえ、国においては、地方自治体との十分な連携により、検査体制の大幅な強化、治療、相談体制の拡充など感染拡大の抑制に全力を挙げるよう下記のとおり強く求める。

記

1 早期発見のための、検査体制の強化

早期発見による感染拡大防止のため、簡易検査キットの早期開発及び供給体制の確立並びにリアルタイムPCR検査機器の配備及び検査試薬の十分な提供、都道府県における大学や国が指定する民間検査機関への外部委託の活用など、地域における検査体制を強化すること。

2 感染拡大に対応するための、医療体制の強化

「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の運営経費に対する支援を速やかに行うとともに、国立病院機構など、国が関与する医療機関においては、外来患者に加え、積極的に入院患者を受け入れるように働きかけること。

併せて、感染症指定医療機関などにおける医療機器の整備、医療物資（マスク、消毒薬、感染防護具等）の確保、外国語対応などの医療体制の整備に対する支援を行うとともに、医療従事者や救急隊員等搬送従事者が安心して従事できるよう、院内感染防止のための医療機関に対する相談支援や構造設備の変更等に対する支援を速やかに行うこと。特に、搬送等に必要となる人員・車両・資器材の調達に関する支援の充実を図ること。

また、無症状病原体保有者の存在などを踏まえた症例定義等を迅速かつ明確に提示するとともに、検査対象基準の柔軟な見直しや無症状者及び軽症者・重症者の入院の要否判断をはじめとした医療機関における患者受入などに係るマニュアルを専門家会議の意見も踏まえ、早急に提示し、適正な運用を図ること。

国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報を医療現場に還元すること。

3 早期終息に向けた、ワクチンの早期開発及び医療物資の確保

感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携して、抗ウイルス薬、ワクチンの早期開発及び供給体制の確立に速やかに取り組むこと。

併せて、(国研) 国立国際医療研究センターが実施する既存の抗H I V薬等の治験について、全国の希望する医療機関も参加できるようにすること。

また、必要な医療物資が不足していることから、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の増加等も踏まえ、国の責任において、安定的な流通に努めるとともに、医療機関に優先的に配分すること。

なお、今後の患者数の状況によっては、一般の医療機関での対応も想定されることから、医療物資の配分について実効性のある計画を策定するとともに、体制の整備に要する経費に対する支援を行うこと。

4 国民の不安解消に向けた、情報提供・相談体制の強化

国民及び在住外国人、並びに外国人観光客の不安の解消、感染の予防、風評被害の拡大防止のため、新型コロナウイルスの特徴や感染力、症状などの正確な知識の普及啓発や個人・企業・教育現場・高齢者施設等で行うべき予防対策及び感染者が発生した場合の感染拡大防止対策に関する情報について、外国語対応を含め、分かりやすく提供するとともに、短縮ダイヤルを活用した多言語による24時間対応などの相談体制の強化に努めること。生活者としての外国人技能実習生等及び実習実施者等に対しても、正確な情報提供や相談体制の充実を図ること。なお、感染症による影響が長期化する場合、技能実習生等や受入れ企業等、双方への影響が懸念されることから、必要な対応を検討すること。

併せて、地方自治体に対し、必要な情報を正確かつ迅速に提供すること。特に、政府チャーター機や大型クルーズ船の乗客等の情報が一切なく、帰宅後のフォローも場合によっては検討する必要があることから、必要な情報を帰宅先の地方自治体と共有すること。

「帰国者・接触者相談センター」における業務内容の大幅な見直し等については、現場の混乱を招くことのないよう、必要な情報を迅速に提供すること。

また、国民に対し、病欠は感染拡大の防止につながる大切な行動であり、発熱など風邪の症状が見られた時は、学校や会社を休み、外出を控えるよう、国として十分に働きかけること。

5 国民の不安解消に向けた、統一的な対応方針の提示

感染者の情報公開については、感染の拡大防止の観点から、感染者の行動歴などの公表のあり方について、風評被害及びプライバシー保護にも配慮した、統一的な対応方針を提示すること。併せて、「国内感染期」を見据えた、感染の流行状況などの情報の提供のあり方についても検討すること。

また、無症状病原体保有者や感染が疑われる者の情報公開についても、統一的な対応方針を提示するとともに、感染者や濃厚接触者等が確認された場合の教育機関、社会福祉施設、宿泊施設等における具体的な対応方針を示すこと。

さらに、デマや流言等による感染者、経過観察中の帰国者やその家族等への偏見・差別的な扱いや感染者等が滞在した施設や地方自治体への風評についても社会的リスクと捉え、必要な対策を講じること。

6 非常事態における国の対応の強化

大型クルーズ船における集団感染など、通常の感染症対策の枠を超えた非常事態が発生した場合には、地元自治体の負担軽減や関係自治体の混乱を招くことのないよう、患者の受入れの調整、搬送等について、国がリーダーシップを発揮して、主体的に対応すること。

併せて、国の施設等において必要な病床を確保するなど、受入医療機関を確保するための体制を充実すること。特に、重症化した患者に対しては、感染症指定医療機関において、適切な治療を受けられる体制を整備すること。

また、感染者の搬送や、医療機関との調整に要する費用など、地元自治体等の支出に対し、必要な財政措置を講じること。

7 国内侵入を確実に防止するための、水際対策の徹底

新型コロナウイルスのこれ以上の国内侵入を確実に防止するため、外国人旅行者などの入国時の検疫体制、特に地方の空港や港湾などにおける検疫体制を強化すること。

8 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

キャンセルが相次ぐ観光関連産業及び中国に生産拠点を持つ企業や中国と取引のある企業への影響、大規模イベントの延期などの自粛ムードの拡大による経済活動への影響などを的確に把握し、地域経済への影響を最小限に留めるため、政府の緊急対応策で示された中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策や雇用対策について、速やかな制度内容の周知徹底と的確な実施、現場の必要性に応じた弾力的な運用に努めること。

併せて、事態や地域の置かれた状況の変化に的確に対応し、地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じるとともに、感染が一定終息した段階で「ふっこう周遊割」のような宿泊料割引制度の創設など、国内外からの観光需要の速やかな回復に向けた誘客のための具体的な取組に対する支援を速やかに行うこと。

また、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備などの取組に対する支援を行うこと。

9 早期終息に向けた、機動的な財政出動

新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用について、国の責任において、十分な財政措置を講じるなど、機動的な財政出動を行うこと。

令和2年2月21日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策会議

会長	飯泉 嘉門
総務常任委員会委員長	西脇 隆俊
社会保障常任委員会委員長	平井 伸治
危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩 祐治

○富山県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1118/virus/index.html>

(トップページ)

The screenshot shows the homepage of Toyama Prefecture. At the top, there is a navigation bar with the Toyama Prefecture logo and the text '富山県' (Toyama Prefecture). Below this, there are several tabs for different sections: 'ホーム' (Home), '県の紹介' (Introduction of the Prefecture), '富山県の魅力・観光' (Attractions and Tourism of Toyama Prefecture), '暮らし・健康・教育' (Living, Health, and Education), '産業・しごと' (Industry and Jobs), '国土づくり' (Land Development), '市政の情報' (Municipal Information), and '組織から探す' (Search by Organization). A search bar is located on the left side of the navigation bar. Below the navigation bar, there is a large banner for 'ねまるちや' (Nemaru-chaya) featuring a woman's portrait and the text '食と景色に感動 冬のぬくもりを感じる とやま旅' (Inspired by food and scenery, feeling the warmth of winter in Toyama travel). To the right of the banner, there is an advertisement for 'お仕事探しは リンクス' (Looking for a job? Links). Below the banner, there is a section titled 'お知らせ' (Notice) with a list of news items. On the right side, there are several smaller advertisements and links, including '知事室へようこそ' (Welcome to the Governor's Office), '富山県知事 石井たかかずブログ' (Blog of Toyama Prefecture Governor Takakazu Ishii), '広報特設ページ' (Special Public Relations Page), '日本橋とやま館' (Nipponbashi Toyama Kan), '富山湾' (Toyama Bay), and 'とやまUターンガイド' (Toyama U-turn Guide).



富山県 ホーム > 新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナウイルス感染症に関する情報

最終更新日：2020年2月22日

- 1. 新型コロナウイルス感染症について（健康課）
- 2. 新型コロナウイルス感染症（帰国者・接触者相談センター）（健康課）
- 3. 富山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（防災・危機管理課、健康課）
- 4. the Latest Information about Coronavirus（新型コロナウイルスについての最新情報）（国際課）
- 5. とやま海外安全情報ナビ（国際課）
- 6. 新型コロナウイルスに関する通知等（障害福祉課）
- 7. 新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について（生活衛生課）
- 8. マスクについて（くすり政策課）
- 9. 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業者への金融支援について（経営支援課）

【更新情報】

「3. 富山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（防災・危機管理課、健康課）」を追加しました。

県庁舎案内 リンク集 リンク・著作権・免責事項について ホームページの考え方 個人情報について ご意見・ご質問

富山県庁 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 電話：(代表)076-431-4111

Copyright (c) Toyama Prefecture All rights reserved

○首相官邸

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

ツイート 0.222

新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～

(令和2年2月25日更新)

国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

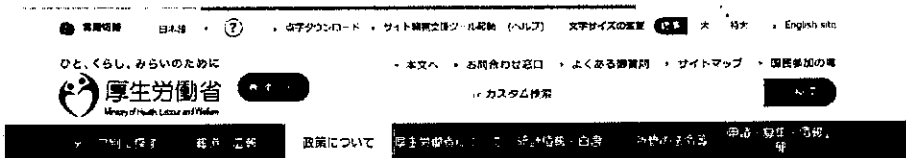
新着・注目情報

- 『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』（2月25日）はこちら
- 『現在の状況と考え方』（2月25日厚生労働省発表）はこちら
- 『イベントの開催に関する関係の官報へのメッセージ』（2月20日厚生労働省発表）はこちら
- 『新型コロナウイルスをめぐりに』（2月17日厚生労働省発表）はこちら
- 『新型コロナウイルス感染症に関する重要対応策』（2月13日）はこちら

- > 1. 新型コロナウイルス感染症について
- > 2. 一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策は？
- > 3. 新型コロナウイルス感染症が流行する方へ
- > 4. 各都道府県庁舎の対応状況・備前窓口
- > 5. 職場等対策へのご協力をお願いいたします（チラシ）
- > 6. その他お知らせ

○厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html



新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

令和2年2月21日時点版

1 基本的事項

- 問1 自国などの感染の状況がある方については、どのようにすればよいのでしょうか。
- 問2 感染が疑われる方については、どのようにすればよいのでしょうか。

2 感染防止に向けた柔軟な働き方

- 問1 新型コロナウイルスの感染防止のため、自社の労働者にテレワークを導入したいと考えていますが、どこに留意しなければならないのでしょうか。また、どのような点に留意が必要でしょうか。
- 問2 新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、なるべく人混みを避けての通勤を求めています。公共交通機関を利用するにはどうしたらよいのでしょうか。

3 労働者を休ませる場合の措置について

- 問1 新型コロナウイルスに感染して労働者を休ませる場合、どのようにして支払うべきでしょうか。
- 問2 労働者が新型コロナウイルスに感染した際の休業手当はどのようにすべきですか。
- 問3 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。
- 問4 労働者が発熱などの症状があるため自発的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。



- ホーム
- 県の紹介
- 富山県の魅力・観光
- くらし・健康・教育
- 産業・しごと
- 県土づくり
- 県政の情報
- 組織から探す

キーワード検索 検索 富山県のウェブサイト ウェブ全体 Google

ホーム > 組織別案内 > 厚生部 > くすり政策課 > マスクについてのお願い

マスクについてのお願い

最終更新日：2020年2月22日

県においては、「富山県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、医療機関と情報共有を図り、相談窓口等についてホームページで情報発信を行うとともに、県民の皆様、季節性インフルエンザと同様に、手洗いや人ごみでのマスクの着用、咳エチケットの励行などの基本的な感染症対策に努めていただくよう、お願いしているところです。

マスクについては、1月28日(火)及び2月7日(金)に厚生労働省及び経済産業省が関係団体に増産など安定供給への配慮について要請を行っています。

県においても、2月3日にマスク等生活関連物資の安定供給について、関係団体等に要請を行いました。

県民の皆様におかれましては、冷静にご対応いただくようお願いいたします。

また、マスク等を必要とする消費者の方が確保できるよう、転売目的の購入は望ましくなく、ご配慮をお願いいたします。

なお、マスクの使い方等については、以下のチラシを参考にしてください。



情報発信元

お問い合わせ

厚生部 くすり政策課
電話：076-444-3234

[厚生部 くすり政策課のページへ](#)

関連リンク

[消費者庁（新型コロナウイルス感染症予防等について）](#)

[厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）](#)

新型コロナウイルス感染症対策

マスクについてのお願い

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、感染症の拡大の効果的な予防には、

風邪や感染症の疑いがある人たちに使ってもらうことが何より重要です。

1

マスクは買い占めなくても大丈夫

流行や感染症の疑いのある人にマスクを届けるために、必要な分だけ買うようにしましょう

2

使い捨てマスクがないときは代用品を使おう

ガーゼマスクや、タオルなど口を塞げるものでも清潔（くしゃみなどの飛び散り）を防ぐ効果があります

3

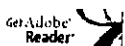
こまめな手洗いなどの基本も大事

帰宅時や、調理・食事の前など、口や鼻に触れる前にこまめに手洗いなどをしましょう

マスク不足を解消するために官民連携して
毎週**1億枚**以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

【情報発信元】

厚生部 くすり政策課 電話：076-444-3234 [お問い合わせフォーム]



< PDFファイルをご覧いただけない場合 >
左記のボタンのリンク先から「Adobe Reader」をダウンロードしてください（無料）。

[ページの先頭に戻る](#)

県庁舎案内 | [リンク集](#) | [リンク・著作権・免責事項について](#) | [ホームページの考え方](#) | [個人情報について](#) | [ご意見・ご質問](#)

富山県庁 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 電話：(代表)076-431-4111

Copyright (c) Toyama Prefecture All rights reserved.